

全国保育協議会・全国保育士会

新型コロナウイルス感染症への対応等に関する調査

結果について

1 調査目的

国は、新型コロナウイルス拡大防止のため、全国に緊急事態宣言を発出していたが5月27日より全面解除した。本調査は、4月7日に緊急事態宣言が発出され、その後、**5月14日に東京都や大阪府等を除く39県で解除された段階において**全国保育協議会及び全国保育士会の関係者に実施したアンケートである。

保育所等における新型コロナウイルス感染症対応等に関する影響を把握し、今後の取り組みに向けて情報共有するとともに、厚生労働省との意見交換や必要になる対応を協議する際の参考とすることを目的とした。

2 調査対象・方法

全国保育協議会協議員及び全国保育士会委員等（都道府県・指定都市組織正副会長）を対象に、Webアンケートの協力を依頼した。

3 調査期間

令和2年5月18日（月）～26日（火）

4 回答数

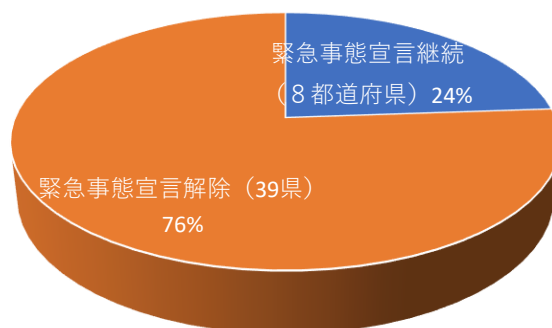
回答数 221

* 対象数：全国保育協議会都道府県組織会長58人＋各副会長若干名ずつ
全国保育士会都道府県組織会長55人＋各副会長若干名ずつ

I. 回答事業所（保育所等）の状況

1. 回答事業所の都道府県

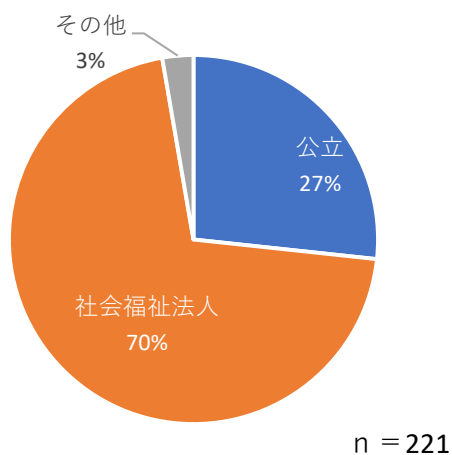
45都道府県から回答があり、福岡県（回答数15）、大阪府（回答数11）、富山県（回答数10）の順で多かった。調査（5月14日）時点で緊急事態宣言継続となっていたのは、8都道府県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県）で、これらの都道府県からの回答割合は全体の24%となった。



n = 221

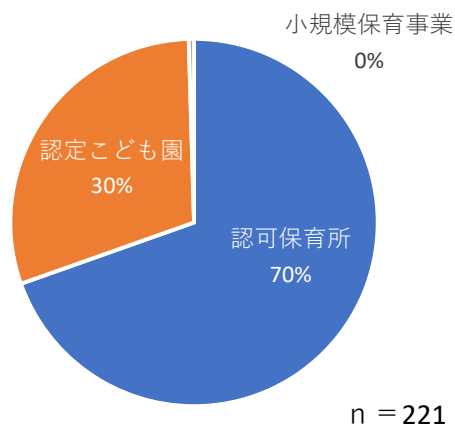
2. 事業所の経営主体

事業所の経営主体は、社会福祉法人の回答割合が高く70%、公立は27%であった。



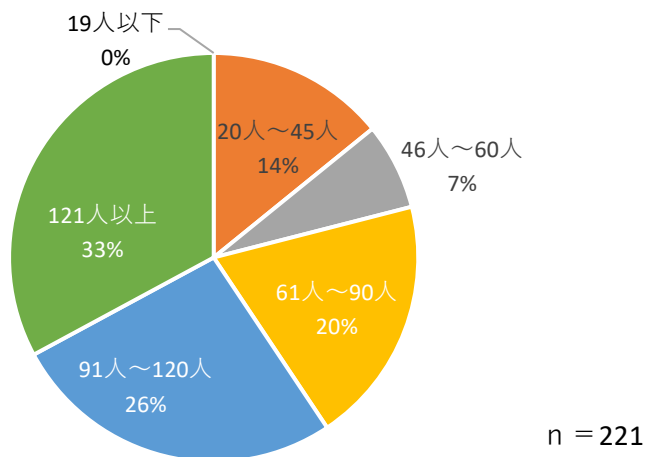
3. 保育所等の業態

保育所等の業態は、認可保育所の回答割合が70%、認定こども園が30%であった。



3. 現員数（令和2年4月1日現在の入所人員数）

保育所等の現員数は、「121人以上」のところ33%と最も多く、「91人～120人」（26%）、「61人～90人」（20%）、「20人～45人」（14%）、「46人～60人」（7%）の順で割合が高い。

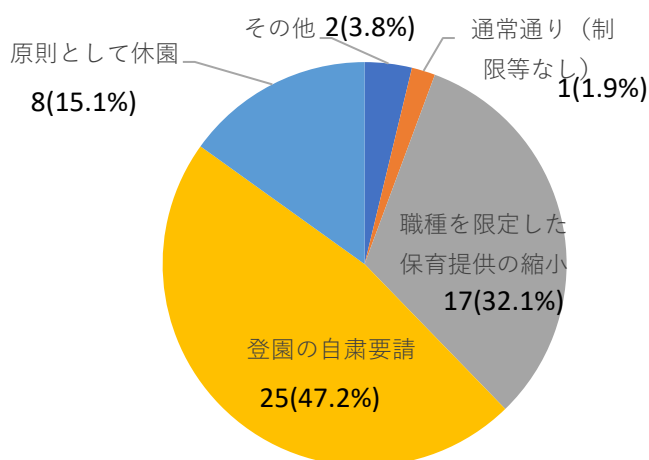


Ⅱ. 登園状況等について

【緊急事態宣言継続（8都道府県）の状況】 n = 53

1. 緊急事態宣言の延長後（5月7日以降）の自治体の休園等の方針

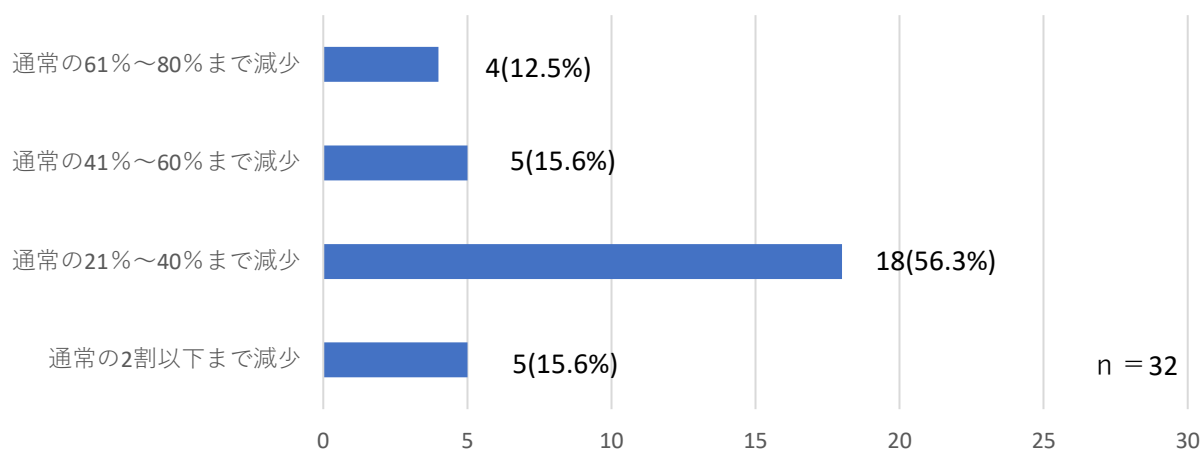
緊急事態宣言継続（8都道府県）の自治体の方針は、「登園の自粛要請」（47.2%）の割合が最も高く、「職種を限定した保育提供の縮小」（32.1%）、「原則として休園」（15.1%）の順で割合が高い。一方、「通常どおり（制限なし）」は約2%あった。



n = 53

1 - ①. 登園の自粛要請等に伴う登園数（割合）の変化を平時と比較

自粛要請等に伴う登園数（割合）の変化を平時と比較した場合、最も多かった回答が「通常の21%～40%まで減少」であった。

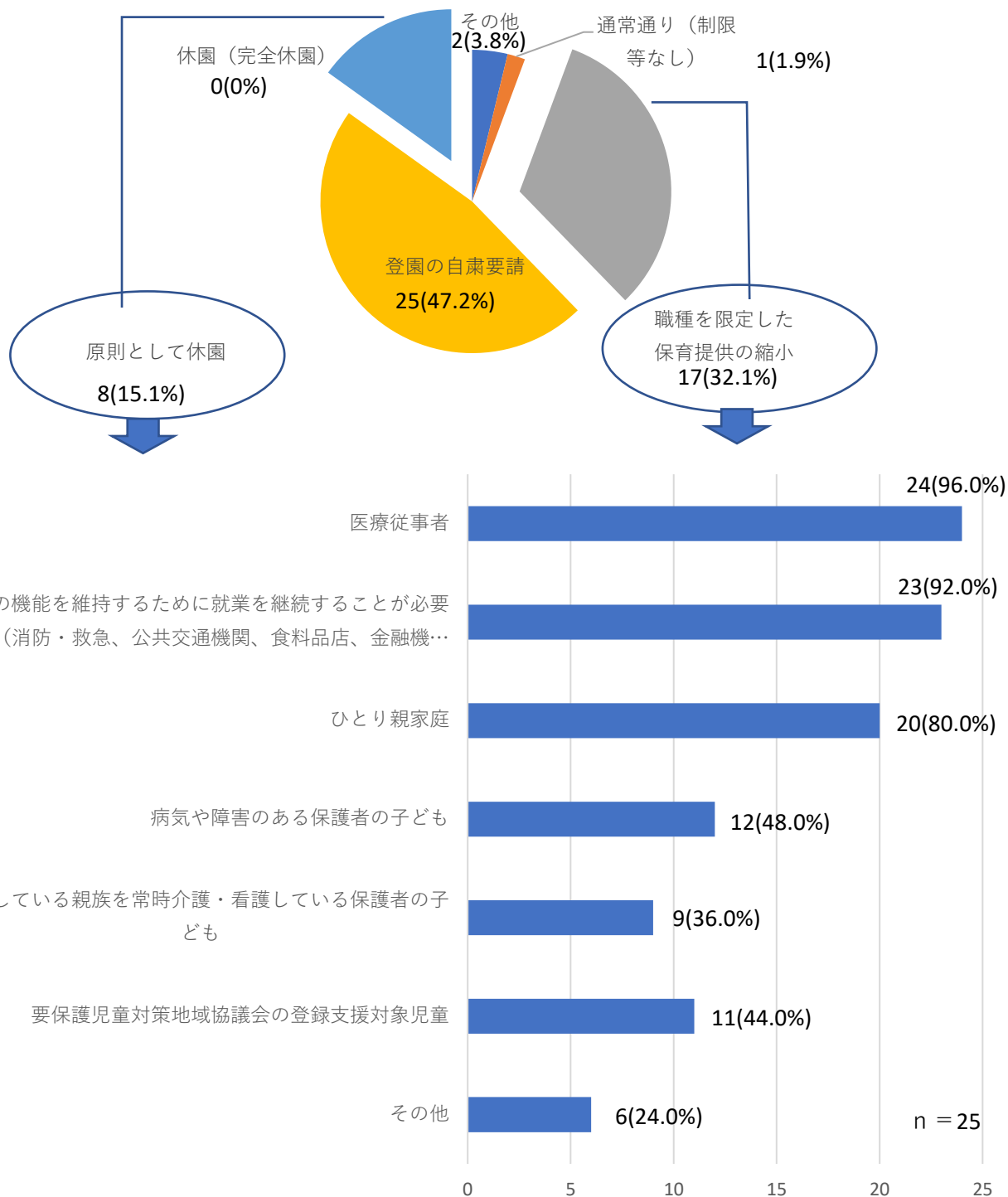


n = 32

1 - ②. 「原則として休園」や「対象を限定して保育を実施」した場合、保護者が仕事を休むことが困難で子どもの保育が必要となり、対象ではなくても受け入れを行ったケース（登園した児童）

「原則として休園」または「職種を限定した保育提供の縮小」（合計回答数25）のうち、ほぼすべてが、実際に「医療従事者」と「社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者」の子どもを実際に受け入れた。それ以外で多かったのは「ひとり親家庭」（回答数20）であった。

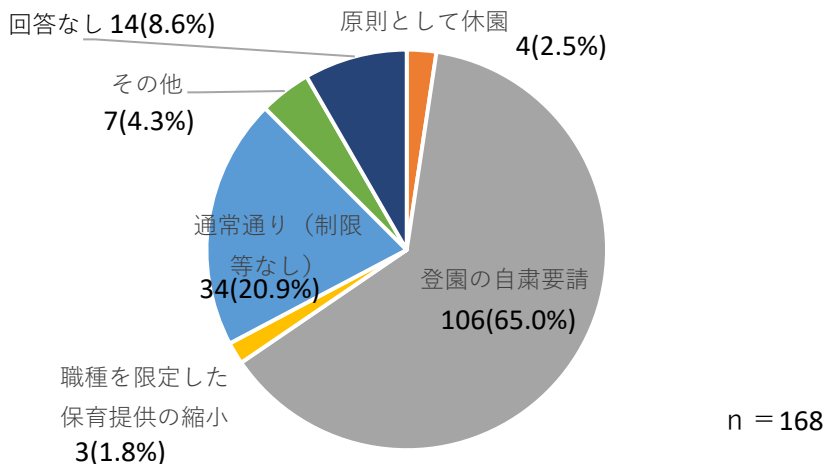
「その他」として、「どうしても仕事が休めない」「高度の集中作業を要する在宅ワーカー」「会社や家庭の事情による場合」「どうしても避けられない私用がある」「園独自で配慮が必要であると判断した」「新入児保護者で育児に不安があり、連日の終日家庭保育がしんどい」「会社が休ませてくれない場合、虐待につながる可能性がある場合」等があった。



【緊急事態宣言解除（39県）の状況】 n = 168

2. 緊急事態宣言解除後の自治体の方針

緊急事態宣言解除後も「登園の自粛要請」が続いているところが一定割合（65%）あった。「その他」（4.3%）の記載内容には、「段階的に解除」「家庭保育の協力依頼」等があった。

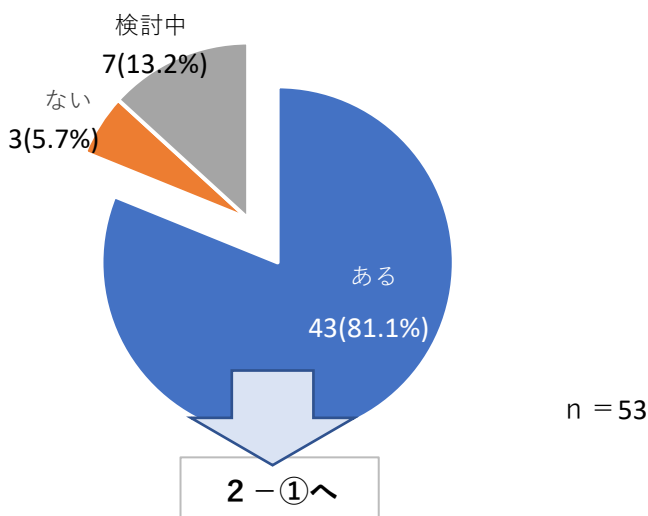


Ⅲ. 休園中等の子ども・保護者への対応について

【休園や登園自粛を行っている保育所等の状況（緊急事態宣言継続 8都道府県）】 n = 53

1. 登園を控えている子どもや保護者に対して取り組んでいること

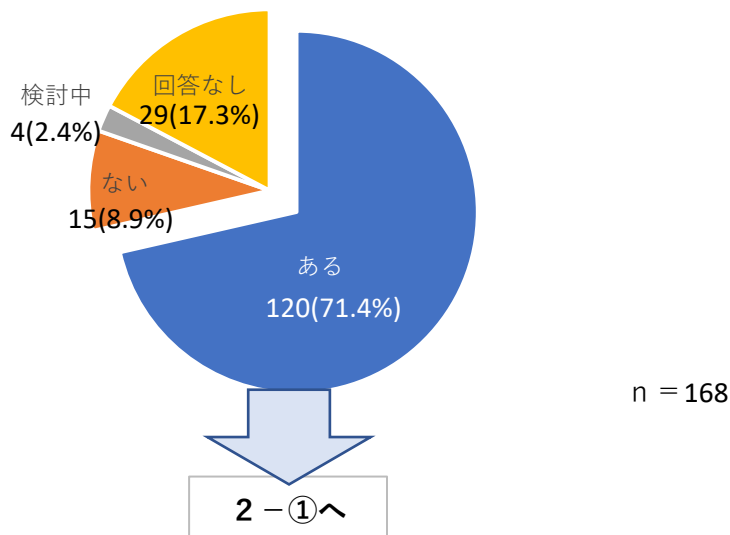
緊急事態宣言継続の保育所等で、登園を控えている子どもや保護者に対して取り組んでいることが「ある」との回答は8割超であった。



【休園や登園自粛を行っている保育所等の状況（緊急事態宣言解除 39県）】 n = 168

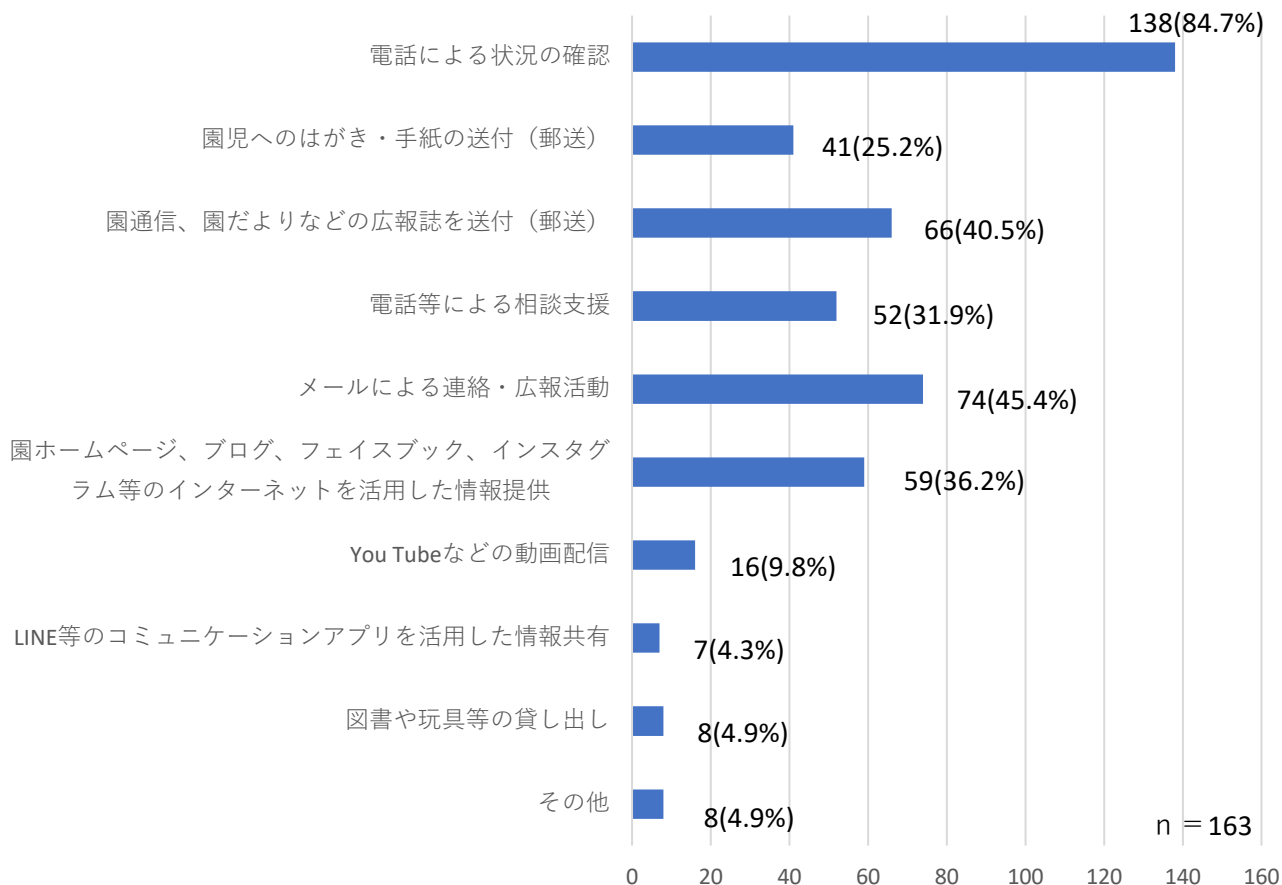
1. 登園を控えている子どもや保護者に対して取り組んでいること

緊急事態宣言解除の保育所等で、登園を控えている子どもや保護者に対して取り組んでいることが「ある」と回答した割合は7割超であった。



2 - ①. 登園を控えている子どもや保護者に対する具体的な取り組み内容 n = 163

登園を控えている子どもや保護者に対する具体的な取り組みとして、8割以上は「電話による状況の確認」を行っており、さらに約半数が「メールによる連絡・広報活動」を行っている。その他、「園通信、園だよりなどの広報誌を送付（郵送）」（40.5%）、「園ホームページ、ブログ、フェイスブック、インスタグラム等のインターネットを活用した情報提供」（36.2%）の順で回答割合が高い。



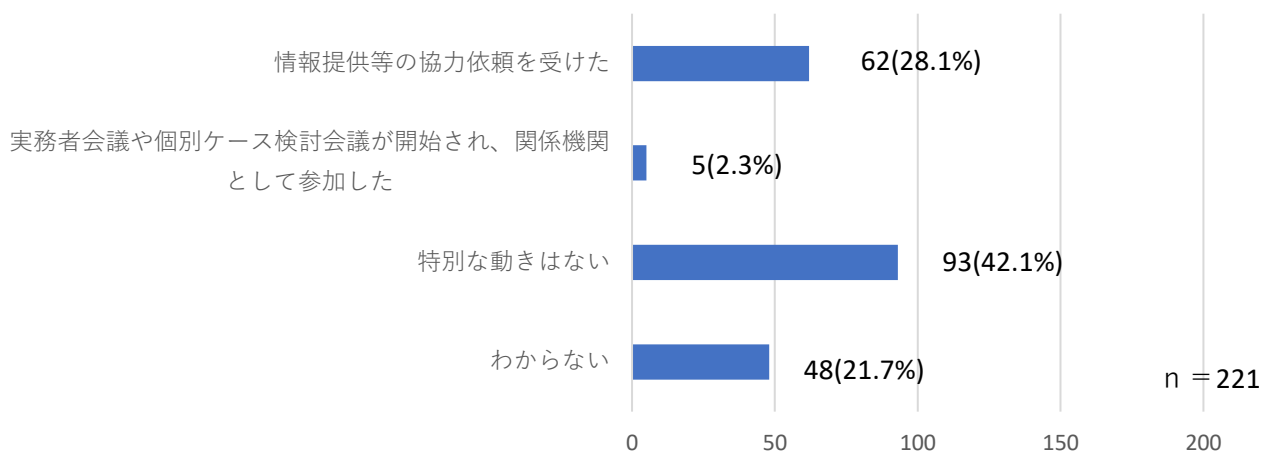
「その他」（4.9%）の記載内容で複数あったのは、「家庭訪問」「園だよりや案内文等を各家庭より取りに来てもらい個別対話」「人数を限定して園庭開放」「こども用マスク作成・送付」であった。

上記以外に、「来月の献立表の送付。離乳食・アレルギー面談の調整」「zoomで管理栄養士さんの話 自由トーク」「ケーブルテレビにて保育士による紙芝居の朗読、体操、手洗いの歌」「こいのぼりを作るキット配布」「相談窓口の開設（園内の喫茶室において）」等があった。

IV. 支援対象児童等への対応について

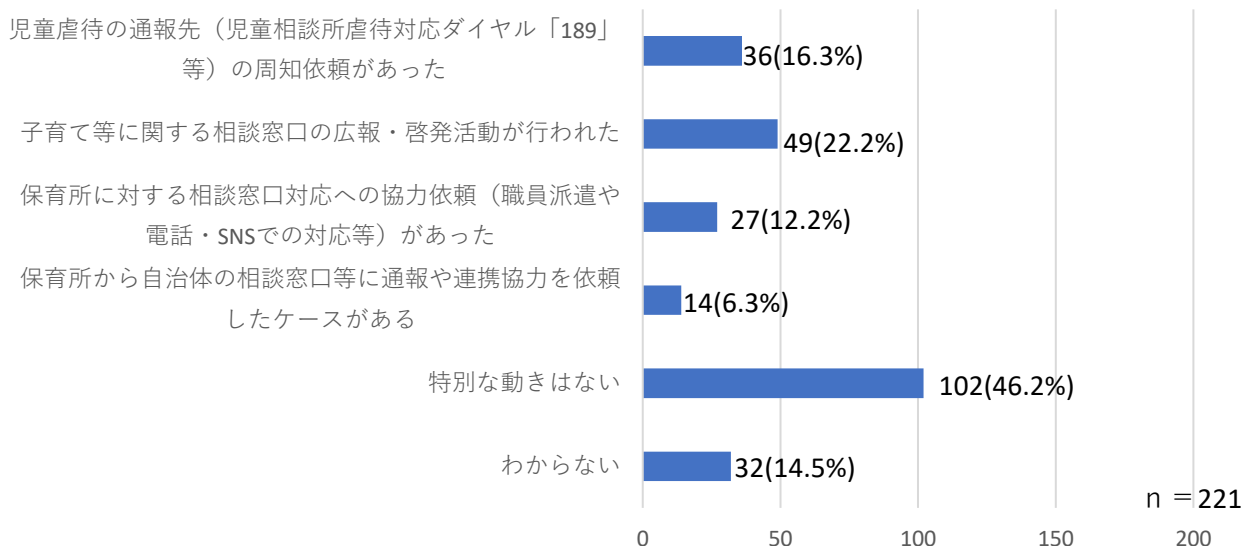
1. 4月7日の緊急事態宣言以降、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童等に関して該当するもの

要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童等への対応については、自治体等の関係機関から「情報提供等の協力依頼を受けた」が28.1%であったが、「特別な動きはない」（42.1%）や「わからない」（21.7%）との回答も少なくない。



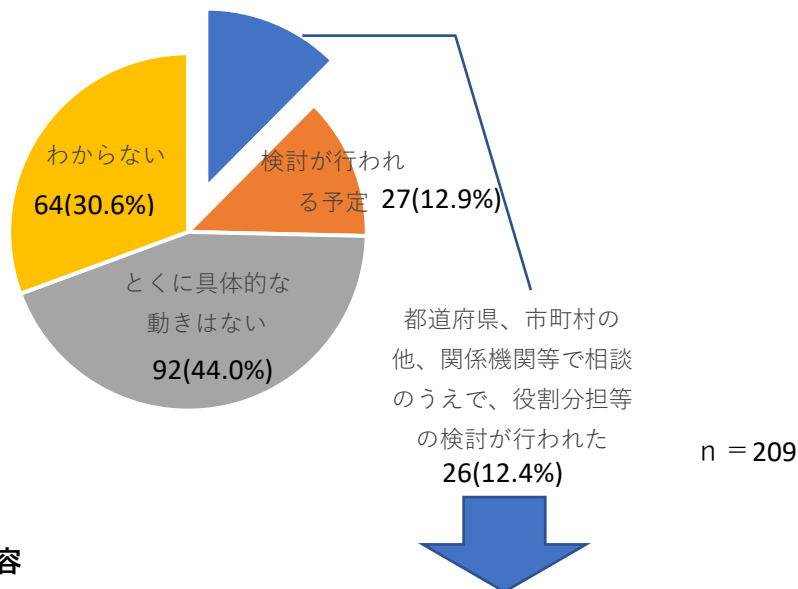
2. 4月7日の緊急事態宣言以降、児童虐待の通報に係る周知や子育てに関する自治体の啓発等の動きについて

児童虐待の通報に係る周知や子育てに関する自治体の対応等については、「子育て等に関する相談窓口の広報・啓発活動が行われた」（22.2%）、「児童虐待の通報先の周知依頼があった」（16.3%）であったが、過半数は「特別な動きはない」との回答であった。



3. 保護者が新型コロナウイルス感染により入院した場合等で、親族等による保護が難しい場合の対応について（保育所等で把握している範囲）

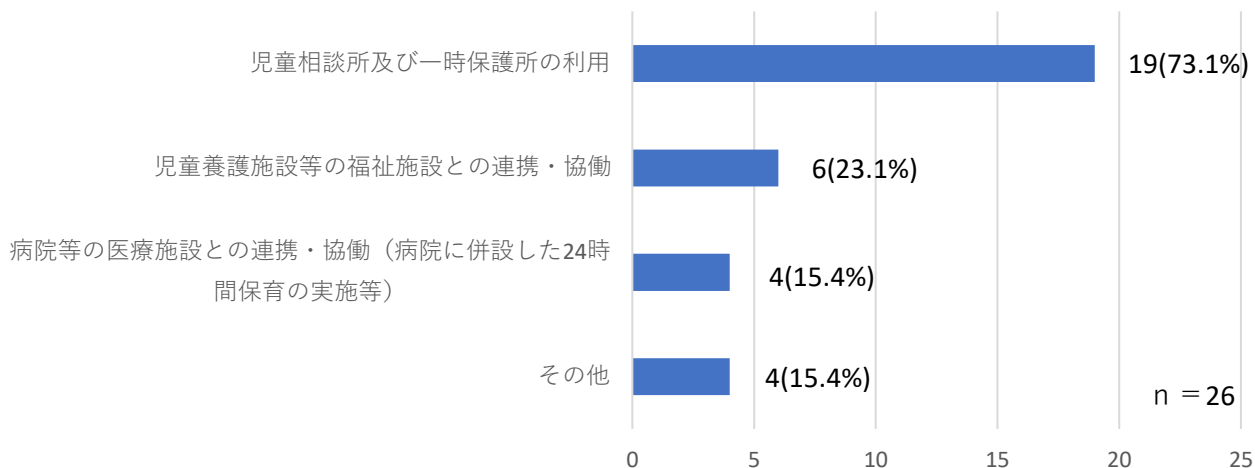
保護者が新型コロナウイルス感染により入院した場合等で、親族等による保護が難しい場合の対応について、自治体や関係機関等における役割分担等の検討が行われている、もしくは検討の予定があるとの回答は全体の4分の1程度であった。



3 - ①. 役割分担等の具体的な内容

都道府県、市町村の他、関係機関等で相談のうえで、役割分担等の検討が行われているところは、保護者が新型コロナウイルス感染により入院した場合等で、親族等による保護が難しい場合の対応として「児童相談所及び一時保護所の利用」としている割合が最も高い（73.1%）。

また、「その他」の記載内容としては、「児童の受入れを行う専用の宿泊施設が確保されている」「行政に逐次報告する」等があった。

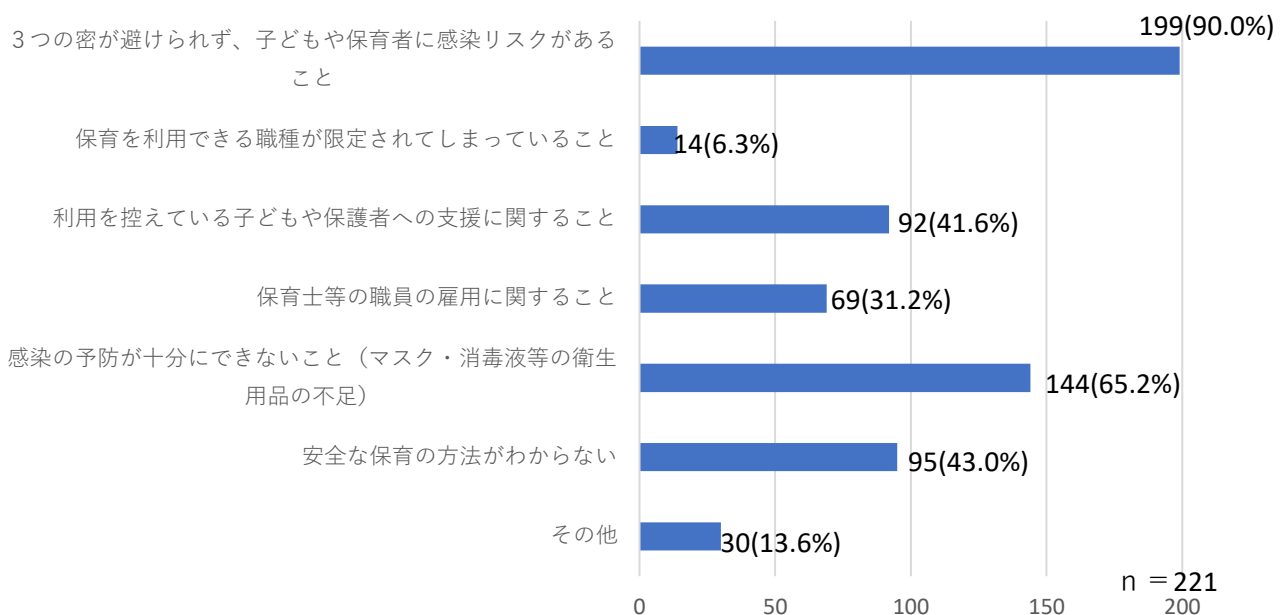


V. 保育現場の状況について

1. 保育士等の現場のストレス要因として考えられる主なもの（3択）

保育士等の現場のストレス要因として考えられる主なもの（3択）は、「3つの密が避けられず、子どもや保育者に感染リスクがあること」（90.0%）の割合が最も高く、「感染の予防が十分にできないこと（マスク・消毒液等の衛生用品の不足）」（65.2%）、「安全な保育の方法がわからない」（43.0%）と続く。また、登園を控えている子どもや保護者の支援が十分に行えないことなども要因としてあげられている（41.6%）。

「その他」（13.6%）の記載内容としては、「遠足等の行事の自粛により限定的な保育になる」「業務量の増（感染予防の為に消毒作業・体温チェック・マスク管理等）」「感染症予防のために自粛を訴えていることが伝わらず、咎められる言葉を多々受けること」「行事の中止など、保育内容に制限があり、思うような保育ができない」「今後の見通しが持てないこと」「施設で感染者が発生した場合の対応に不安」「職員に感染者が発生した場合、カバーする余分人数の保育士がいない」「保護者によって、考え方に温度差がある」等があった。



2. 保育士等の働く環境づくりに関して実施していること

「感染予防・防止に対する情報提供」と「勤務体制（シフト）の見直し」については、7割から8割と高い回答割合であった。

「その他」（8.1%）の記載内容には、「小学生、体調が悪い子供がいる保育士は、特別休暇を利用している」「在宅勤務の実施。濃厚接触を避けるための環境づくり」「通勤時の感染リスク軽減のためマイカーでの通勤に、時間貸し駐車場料金を支給」等があった。

